## HOKUGA 北海学園学術情報リポジトリ

タイトル	ドイツ法における催告解除と契約の清算(三・完 : 催 告解除は解除法における万能薬か
著者	遠山,純弘
引用	北海学園大学法学研究,46(3):597-628
発行日	2010-12-31

ドイツ普通商法典に

おける契約からの離脱

(Abgehen)

離脱の成立

はじめに

次

(1) (P)

一部給付

離脱と給付の受戻し

債務者の遅滞と契約からの離脱

改正前ドイツ民法典における催告解除

離脱に基づく給付の返還請求

瑕疵ある商品の給付

催告解除の成立

# ドイツ法における催告解除と契約の清算

催告解除は解除法における万能薬か

遠

Ш

催告解除と給付の受戻し 履行請求権からの解放

以上、

四五卷三号

一部給付

(a) 不完全給付 物の瑕疵

(ii) (i) 種類物売買 特定物売買

付随義務の違反 (積極的債権侵害 (Die positive Forder-権利の瑕疵

催告解除と債権者の反対給付

ungsverletzung))

(四)

北研 46 (3·41) 597

純

弘

現行ドイツ民法典における催告解除 現行ドイツ民法典における解除法の発展

履行請求権からの解放 催告解除と給付の受戻し 一部給付

以上、

四六巻二号)

(ii) (i) 催告解除の民法典への導入

催告解除と給付の受戻し

小括

解除と給付の受戻し

催告解除と重大な不履行に基づく解除

催告解除と給付の受戻し

 $(\Xi)$ 

(五) (四)

催告解除と債権者の反対給付

(ii) (i)

付随義務の違反 瑕疵ある物の給付

給付と関連する付随義務の違 給付と関連しない付随義務の違反

反

なく、債務者が契約に従った給付をしない場合にも適用する。そのため、 現行ドイツ民法典は、 債権者は、 追完のために相当な期間を設定し、その期間内に追完がなされないときは、契約を解除することがで 催告解除を規定するドイツ民法三二三条一項を、 債務者が契約に従った給付をしない場合に 債務者がそもそも給付をしない場合だけで

た場合には、 しかしそれにもかかわらず、旧法におけるのと同じく、 催告解除による契約全体の清算やなされた給付の受戻しは認められていないのである。 現行法においても、 債務者によって何らかの給付がなされ

きる。

催告解除と契約の清算

催告解除の機能

ドイツ民法典における機能の変化 契約からの解放手段としての催告解除

契約からの解放から契約の清算へ

催告解除の適用範囲

北研 46 (3・42) 598

てはまる。

0)

#### (ア) 一部給

された一部給付の受戻しは、 債権者は、 たとえば、 その期間内に給付がなされないときは、契約を解除することができる(ドイツ民法三二三条一項)。しかしながら、にとえば、債務者が給付の一部しか履行しない場合には、債権者は、未履行部分の給付のために相当な期間を設定 解除権の行使によってただちになされた一部給付を受戻すことはできない。一部給付の事案において、 債権者が一部給付について何ら利益を有さない場合にだけ認められるのである(ドイツ な

従ったものである。 そのため、 ドイツ民法三二三条五項一文の準則は、 ドイツ民法三二三条五項一文における「債権者が一部給付について何ら利益を有さな ドイツ民法旧三二六条一項三文および旧三二五条一 項二文の 準 則 に

判断については、ドイツ民法旧三二六条一項三文および旧三二五条一項二文において発展した考え方が

民法三二三条五項一文)。

るのであり、催告解除によってすでになされた一部給付を債務者に受戻すことは認められていないのである。 ずれ にせよ、 ドイツ民法三二三条一項に基づく期間設定は、 まだなされ ていない給付につい てだけ意味を有 じて

# (イ) 瑕疵ある物の給付

法律は、 たる事案は、 イツ民法三二三条一項は、給付遅延の場合だけでなく、債務者が契約に従った給付をしない場合にも適用され 債務者が 債務者が瑕疵ある物を給付した場合であるが、旧法下における積極的債権侵害の一類型であるドイツ民 「契約に従って給付をしない」という表現で、不完全給付の事案を想定している。不完全給付の主

四一条一項の意味における付随義務の違反もドイツ民法三二三条一項における債務者が

北研 46 (3·43) 599

「契約に従って給付をし

ない」場合に含まれる。

行法によれば、 瑕疵ある物の給付は、 もはや債務の履行とは認められない(ドイツ民法四三三条一項二文)。その

論 は ため、買主の履行請求権は、 の期間内に追完がなされないときは、契約を解除することができる(ドイツ民法三二三条一項)。 この場合にただちに契約を解除し、 瑕疵ある物の給付後も存続する。 瑕疵ある物を売主に受戻すことができるわけではない。 買主は、追完のための期間を設定することができ、 しかしながら、 瑕疵ある物が給付さ 買主

れたときであっても、義務違反が軽微(unerheblich)な場合には、買主は、契約を解除することができないのである

(ドイツ民法三二三条五項二文)。

項二文における「価値又は適性の軽微な (unerhebliche) 減少」 との関係をどのように理解するか、 題がある。この問題は、ドイツ民法三二三条五項二文における「義務違反が軽微なとき」とドイツ民法旧 ドイツ民法三二三条五項二文における「義務違反が軽微なとき」をどのように理解するかについ という問題にかか 四 五 ては間

わる。

文における「義務違反が軽微なとき」の判断は、ドイツ民法旧四五九条一項二文における「価値又は適性の軽微な減 二文における「価値又は適性の軽微な減少」に相応する。そのため、この見解によれば、『』 多数説によれば、ドイツ民法三二三条五項二文における「義務違反が軽微なとき」は、 の判断において発展した考え方が当てはまる。(図) ドイツ民法三二三条五項二 ドイツ民法旧四五九条一項

ては、瑕疵が軽微な場合には、 項二文における「価値又は適性の軽微な減少」 これに対して、 ドイツ民法三二三条五項二文における「義務違反が軽微なとき」の判断とドイツ民法旧四五九条 買主は、 瑕疵に基づくすべての権利を失った(ドイツ民法旧四五九条一項二文)。その の判断とは異なる、とする見解も有力に主張されている。 旧法にお

を有

してい

きる ため、 性の 民法 0 的 二文)。そこで、この見解の論者は、 ささいなことは ては、 軽 に 微性の も不利 のであ 判断につい 旧四五九条一項二文におけるそれよりも明らかに高 買主 義務違反の軽微性は、 判断と一 益であるときは、 は て、 解除 考慮しな 包括的な利益衡量ということが強調され、® 部給付における利益消滅や付随義務違反における期待不可 (Wandelung) Γ γ, という原則を具体化したものとして厳格に解釈されて 義務違反は軽 もはや減額請求権とは関係がなく、 の権利だけでなく、 この旧法と現行法との違いに基づいて、 一微であるとされる。 減額請求権も失った。 い、とする。 ここに契約に従った給付が 契約の清算が債務者にとって過度に負担をかけ、 解除権のみにか そして、この見解においては、 義務違反の軽微性の それゆえ、 能性 かわる 0 11 判断 た。 瑕疵の軽微性は、 との ない L F か ・場合に 類似性を見ることが イツ民法三二三条五 しながら、 ハ ド おけ 義務 ル る義 違 現行法 は 裁 反 務違 判官 の ド 経済 軽 イ 微 ッソ 反 項 お は

られるのであり、 疵 お あ ゖ お ĺλ 3 る給付の受戻しが認 のように、 て、 価 いるのである。 契約に従った給付がなされない場合には、 値 艾 ĺ ドイツ民法三二三条五項二文における その限りでは、 適性の軽 められ 微な減少」 るわ この場合にも期間設定やその期間 けで との は ない 関係 のである。 K つい ては、 ドイツ民法三二三条一項に基づく催告解除によってただちに 「義務違反が軽微なとき」 瑕疵ある物の受戻しは、 見解の の徒過は、 対立があるが、 まだなされてい とドイツ民法旧四 義務違口 11 ずれ 反が にせ ない 軽微 よ 現行ド で 五. 追完につい ない 九条一 場合に イツ 項二文に て意味 民法: 認 瑕 8

#### (ウ) 付 随義 務 0 違 反

現 行法は、 旧 法と異なって、 付随 義務の違反に基づく解除に うい て特別 の規定を有する。

ない付随義務の違反とが区別される。

説 ち とは 給付と関連する付随義務の違反と、 41 え、 付随義務の違反に基づく契約の解除について、 ドイツ民法二四 一条二項の意味における付随義務、 ドイツ民法二四一条一項の意味における付随義務、 すなわち、 給付と関連 すな

### (i) 給付と関連する付随義 務 0 違反

ドイツ民法三二三条一項が適用される。 行のために期間を設定し、 務者がドイツ民法二四一 その期間内に履行がなされなければ、 条 一項の意味における付随義務、いわゆる給付と関連する付随義務に違反した場合にも、(墮) 債務者が給付と関連する付随義務の履行をしない場合に、 契約を解除することができる(ドイツ民法三二三条 債権者は、 その履

は 61 ドイツ民法三二三条五項二文の制限のもとで認められるのである。 付随義務の違反は、 つとも、 債権者は、 契約に従った給付ではないから、この場合におこれによってただちに契約全体を清算したり、 この場合における契約全体の清算やなされた給付の受戻し なされた給付を受戻したりすることはできな

項)。

# (ii)給付と関連しない付随義務の違反 債務者がドイツ民法二四一条二項の意味における付随義務、

これと区別されるのは、

定の時期に履行期が到来するわけではなく、通常、 に違反した場合には、 随義務に違反した場合である。債務者が債権者の権利、 債権者は、 ドイツ民法三二四条に基づいて契約を解除することができる。これらの義務は、 訴求することができない。それゆえ、ここでは期間設定は意味を 法益および利益に配慮する義務、すなわち、 すなわち、いわゆる保護義務(%) 一四六条

項)。

有さない。

れない場合には解除が認められる(ドイツ民法三二四条)。 これらの義務違反の効果は、 原則として損害賠償である。 もっとも、 債権者を契約に拘束することがも は B ・期待さ

なお、 債権者を契約に拘束することがもはや期待されない か否か は 旧法のもとで判例が積 極的債権侵害に基

もやはり、 解除に関して発展させた考え方が当てはまる。(贈) なお、 部の学説によれば、 ドイツ民法三二三条一項に相応する期間の設定は考慮され 期待不可能性は、 原則として債権者による催告 (Abmahnung) を前提とする。 ない回 なぜなら、 ドイツ民法三二 一四条に それ お 7 で

ずれ 給付の請求は問題とならず、 にせよ、 給付と関連しない付随義務の違反の事案においては、 同条に違反した行動を終了させることが問題だからである。 そもそも履行のための期間設定は問題となら

ドイツ民法三二三条一項の適用は問題とならないのである。

# 四 催告解除と債権者の反対給付

のであり、

そのため、

元行法は、 旧法におけるのと同じく、 解除による各契約当事者のなされた給付の返還義務を認めている ٦ -イツ民

除に 準用していた(ドイツ民法三二七条一文)。これに対して、 旧法は、すでに述べたように、 法定解除の効果に関する規定を有しておらず、 現行法は、 解除の効果を約定解除および法定解除 約定解 除 の効果を 法定解 に共

通するものとして規定している(ドイツ民法三四六条一項)。

北研 46 (3·47) 603

また、 そして、 債権者は、 旧法のもとでは、 双務契約における両債務の牽連性に基づいて履行請求権から解放された時点で自己の反対給付義務から ドイツ民法旧三二六条一項二文後段に従って設定された期間の徒過によって履行請求権 解除と債権者の反対給付義務からの解放について見解の対立があった。 支配的な見解によ から 解放

解除権の行使に依存することとなったのである。(単) 初めて履行請求権から解放される。 ない。履行や追完のために設定された期間が徒過しても、 解放された。その結果、 これに対して、現行法は、 債権者は、 履行や追完のために設定された期間の徒過によっては債権者を履行請求権 それゆえ、 契約を解除しなくても自己の反対給付義務から解放された。 現行法のもとでは、 履行請求権は存続し、債権者は、 債権者の反対給付義務からの解放も債権者による 解除の意思表示によって か 5

#### (五) 小括

な制限によって、 と同じ効果が付与されている(ドイツ民法三四六条一項)。 給付を遅延した場合だけでなく、 の履行をしない場合にも適用される。しかも、旧法におけるのと同じく、催告解除にその他の解除原因に基づく解除 た反対給付の返還請求を認めることにとどめている。 現行ドイツ民法典は、 その効果を実質的には債務者の給付や追完を待つことから債権者を解放すること、 催告解除の適用範囲を拡張した。 契約に従って給付をしない場合、 それにもかかわらず、 催告解除を規定するドイツ民法三二三条一項は、 すなわち、 瑕疵ある物を給付した場合や付随義務 現行法は、 旧法と同じく、 および債権者が 債務者 さまざま

が

たとえば、

債務者が給付の一

部しか履行しない場合にも、

ドイツ民法三二三条一項が適用されるにもかかわらず、

解

放

る。

これに対して、

現行法のもとでは、

催告解除は、

解除の基本的な効果である債権者を契約

から解放するという効果を有さなか

つ

たのであ

債権者は、

債務者

0

履行や追完のために設定された期間の徒過によっては、

三二三条五項一文)。 ii給付 が債権者にとって何ら利益を有さない場合にしか債権者は契約全体を解除することができない また、 債務者が瑕疵ある物を給付したり、 義務違反が軽微なときは、 給付と関連する付随義務に違反したりした場合にも、 (ドイツ民法

なされた給付の受戻しは認められていない まだなされ まり、 って 債務者によって何らかの給付がなされた場合には、 W ない 給付や追完についてだけ意味を有しているのであり、 のである。 その限りでは、 現行法にお 現行法においても、 すでになされた給付については 41 7 ŧ 催告解 債権者による期間設定は、 除による契約全体 意 味を有 0 清算

とができない

(ドイツ民法三二三条五項二文)。

同じくドイツ民法三二三条一

項が適用されるにもかかわらず、

債権者は契約を解除するこ

務の牽連性に基づいて、 のために設定された期間内に債務者が履行しない場合には、 のである。 つとも、 た(ドイツ民法旧 現行法 に お 三二六条一項二文後段)。 契約を解除しなくても、 け る催告解 除の 機能が 旧法のそれとまったく同じ 債権者の反対給付義務も消滅した。 また、 支配的、 債権者は、 な見解によ れば、 契約を解除しなくても、 であるわけでは この場合には双務契約 それゆえ、 ない。 驚くべきことに 旧 履行請 法 に K お おけ 求権 61 7 る は か 両 5 旧 債 履

(三)• 完

思表 給付を待つことから解放されない。 現行法において初めて、 による解除権の行使に結び付けられることとなったのである。 示によって初めて履行請求権から解放されるのである。 催告解除は、 設定された期間 債権者を契約から解放するという効果を有することとなったのである。 の徒過後も履行請求権は存続する。 ま た このように、 その結果、 債権者の反対給付義務 現行法においては、 そして、 債 権 から 者は 否 正 0 解 確 解 に言 除 放 も債 0

# 五 催告解除と契約の清算

# 一 催告解除の機能

史から、 それでは、 催告解除とはこのようなものである、 ドイツ法における催告解除の発展を見る限り、 わ が民法五四一 条が規定する催告解除は如何なる機能を有すると考えるべきであろうか。 といった明確な機能を見出すことは難しい。 その発展は複雑である。 それゆえ、 しかしそれでもなお 催告解除 の発展の

催歴

# 契約からの解放手段としての催告解除

(P)

告解除の

機能を検討するうえで重要な観点を見出すことができないわけではない。

た場合に、 もっとも、このリスクについては、 は ツ普通商法三五四条ないし三五六条)。債務者が給付をしないとはいえ、債権者が第三者との間で代替取引を行うこと 滞の事案につい 約相手方が債務の履行をしない場合に、 く給付の受領拒絶は、 催 告解除 債権者にとって、債務者が遅れて履行し、その結果、自己の給付を行わなければならないというリスクを伴う。 債務者の給付の受領を拒絶することが債権者に認められていた。 は て ドイツ普 履行のため 商取引の領域においてさまざまな不都合をもたらした。そこで、履行のための期間 通商法典における離脱 の期間の設定とその期間の徒過によって契約当事者の契約からの解放を認めた 普通法においてすでに、 他方当事者に迅速に代替取引の可能性を与えるために、 (Abgehen) 債務者の給付が遅滞のために債権者にとって無益となっ に由来する。 ドイツ普通商法典は、 しかしながら、 このような無益性に基づ 商事売買における遅 商取引に おい の設定とそ て (ドイ 契

0 0) 遅 期 簡 n た給付を受領 0 徒過という簡易で、 しなけ n 比較的明確な手続きのもとで、 ばならな V リスクから債権者の保護を図 債権者に給付の受領拒絶を認めることによって、 つ たのが ۴ イツ普通商法典 R お ける離脱であ 債務者

た

か けを考えたのである。 ために、 /普通商: らの解放や受領拒絶という効果に結び付けられ . T とりわけここで次のことが注目されるべきである。 認められており、 この受領拒絶を如何なる要件のもとで認めるか、 法 典の起草者たちは、 そのため、 つまり、 それ 履行のため ۴ を期 イツ普通商法典の起草者たちにとっては、 簡 の期間の設定とその期間 の設定およびその期間 てい たのであ すなわち、 ということが問題だったということである。 る 0) 受領拒絶とい 徒過で認めうると考えたのであり、 の徒過という要件は、 債権者に迅速な代替取引を可能とする う効果それ自体は、 本来、 債権者の すでに普通 そして、 か 履 行 請求 そ 法 ドイ に n お

題を回避しようとさえしたのである。 起草者たちは、 づくすでになされた契約 ۴ イツ普通商法典においては、 売主が先給付した場合にお この清算の い問題が は 離脱は、 未解 ける離脱を排除することによって、 決のま 契約を消滅させるものとして考えられたにも まとされ たのである。 否、 離脱に基づいて生ずる契約 それどころか、 か か 1, ゎ イ 心らず、 で、 ツ普通 の清算 離 商 法 脱 0 典 K 間 0 基

#### (1) ド イ ij /民法: 典 に お ける機能の変化

K,

履行

期間 . の徒過 現行ドイツ民法三二三条一 イツ民法典は、 は 債権者を契約から解放し、 のため 項)。 の期 間の設定とその期間 右に述べたように、 その結果、 債権者に給付の受領拒絶を認めるという効果と結び付けられ ۴ 徒過による契約の解除を認める イツ普通商法典におい ・ては、 履 行の ため イツ民法旧 の期間 設定とその

0)

三二六条

F

らない。 61 た。これに対して、ドイツ民法典においては、履行のための期間設定とその期間の徒過の効果はそれだけにとどま ド イツ民法典は、 ドイツ普通商法典において未解決のままにされてい た解除によるなされた契約の清算を認

めるのである(ドイツ民法旧三二七条一文、旧三四六条一文、現行ドイツ民法三四六条一項)。 そこで、ドイツ民法典におけるこのような発展が本来催告解除に与えられてい た機能に如何なる影響を与えたかと

いうことが問題となる。以下では、それぞれの問題を順次検討していこう。

## (i) 催告解除の民法典への導入

り入れられたことによって、 に言えば、 れわれ 履行のための期間設定とその期間の徒過によって債権者を契約から解放する、 は、 まず、最近までほとんど意識されてこなかった問題を取り上げよう。 催告解除がその機能に関して如何なる影響を受けたか、 という問題である。 すなわち、 という考え方が民法典に 催告解除、 より正

そのため、履行のための期間設定とその期間の徒過によって債権者を債務者の給付を待つことから解放する、 となったのである。 考え方が民法典に採り入れられたことによって、いまやこの考え方は、 しながら、 について発展してきたものである。 履行請求権からの解放を認めることによって、債権者に迅速に代替取引の可能性を与えたのが離脱であった。 履行のための さまざまな不都合をもたらしたのであり、この不都合を解消し、 履行のための期間設定とその期間の徒過によって債権者を債務者の給付を待つことから解放する、 期間の設定とその期間の徒過によって債権者を契約から解放する、 もちろん、そこにおいては、 商取引において、普通法において認められていた無益性に基づく債権者の受領拒 商取引においてよりも迅速な取引の要請はそれほど強くはなかろう。 商取引以外の取引においても当てはまること 簡易で、比較的明確な手続きのもとで債権者 という考え方は、 商事売買 という しか

絶は、

を待つことは期待され

な

0 ( ) そ

れゆえ、

債権者は債務者の給付を待つことから解放される、

というのである。

れば、

そのような契約になお債権者を拘束しておく必要があるのだろうか。

それでもなお、

債権者を契約に拘束する

0 権者は、

後

考え方が民法典に採り入れられたことによって、この考え方を支える基盤は大きく揺るがされたのである。

この考え方の適用を商取引について認めることによって、

何

とか

その崩壊を防ごう

それでも

近時の学説は、

をもっと熟慮すべきである。 考え方が民法典に採り入れられたこと、 かしながら、 わ n わ れは、 履行のため それゆえ、 の期間設定とその期間の徒過によって債権者を契約 その考え方が商取引以外の取引にも適用されるようになっ から解放する、

この場合に、 によれば、 0 れるわけではなく、 ため、 間の徒過によって債権者は契約 権者に迅速に代替取引の可能性を与えるとはい 債権者が履行のため 期待不可能性にその根拠を見出すことができる。つまり過によって債権者は契約から解放されるのであろうか。 債務者がその後に履行をすることはほとんど考えられない。そのため、 履行のための期間設定とその期間の徒過が必要とされる。 に必要な期間を債務者に付与した。それにもかかわらず、 え、 債務者 つまり、こういうことである。 の不 これについて文献におい 蕿 行が あれ では、 ば、 ただちに債権者 債権者がそれ以上債務者の給 何故履行 債務者が 債務者が債務の履行をし て主張さ いのため なお履行をしない に の期 契約 れているところ 間設定とそ か 5 放

(三)• 完

考え方が否定されるべきであろうか。 そして、債権者の解放の根拠がまさにこのような考え方に基礎をおくのであれば、 債務者が履行期に履行をしない。 商取引以外の取引においてこの

債務者が履行をするという可能性がどれほどあるというのであろうか。 債務者に履行のために必要な期間を付与した。 たとえば、私人間取引において、 それにもかかわらず、 債務者は履行しない。 もしその可能性がほとんどない この場合に、 のであ

北研 46 (3·53) 609

説 とするならば、はたしてその理由は何か。 契約に永遠に拘束されなければならないのであろうか。 何故商取引ではないというだけで、債権者は、 おおよそそれについて合理的な理由を見出すことはできな 履行の可能性のほとんどな

論 設定とその期間の徒過によって債権者を契約から解放する、という考え方を民法典に採り入れたのは、まさしくこの まるのである。 つまり、 »。ドイツ民法典の起草者たちがドイツ普通商法典におけるのとほぼ同様の理由から、履行のための期間商取引において債権者の解放を認める基礎にある考え方は、まさしくそれ以外の取引においても当ては

典に採り入れられたことそれ自体は、ドイツ普通商法典において形成された観念にほとんど影響を与えなかったので その限りでは、 履行のための期間設定とその期間の徒過によって債権者を契約から解放する、 という考え方が民法

基礎の共通性によるのである。

## (ii) 契約 からの解放から契約の清算

それでもやはり、

の期間の徒過になされた給付を清算するという効果も結び付けたのである。(※)

ドイツ民法典は、催告解除について明らかな機能の変化をもたらしたのであり、

期間の設定とそ

単なる契約からの解放手段としてだけでなく、契約の清算手段としても機能することとなったのである。否、それど た給付の返還を認める(ドイツ民法旧三二七条、旧三四六条一文、ドイツ民法三四六条一項)。これによって、 ドイツ民法典は、 ここに解放手段としての解除から清算手段としての解除という解除の機能の大きな転換を見ることができる 今日では、 ドイツ普通商法典において未解決のままとなっていた解除による契約の清算、すなわち、 解除は なされ

北研 46 (3·54) 610

者たちは、 来の目的と抵触しない限りで、 それでもなお、 る。 民法三四六条一項)、催告解除も、 それゆえ、 もちろん、ドイツ民法典における解除の効果の一 しかしながら、 債権者が履行請求権から解放された限りで、 ドイツ民法典が履行のための期間設定とその期間の徒過によって、 催告解除について解放機能よりも清算機能が重要であるとは考えていなかったのであり、 ドイツ民法典の起草者たちは、 催告解除の機能の拡張を認めたにすぎないのである。 単なる解放手段としてだけでなく、清算手段としても機能することとなったのであ 催告解除に契約の清算機能を一般的に付与したにもかかわらず、 般化によって(ドイツ民法旧三二七条、 債権者に反対給付の返還請求を認めたにすぎない 債権者を履行請求権から解放するだ すなわち、 旧三四六条一文、 ドイツ民法典の起草 単にその本 のであ ドイツ

のである。

#### (ウ) 催 告解: 除と給付の受戻し

者を債務者の給付を待つことから解放する、

ということなのであり、

契約の清算は、

あくまで債権者が履行請求権

ら解放されたことによる副次的な効果にすぎないのである。

けでなく、さらに、

契約

の清算をも認めたとしても、

それでもなお、

その効果として重要なの

は

依然として、

権

清算 それによっては、 、も認められるにもかかわらず(ドイツ民法旧三二七条、 のことから明らかなように、ドイツ民法典において、 なされた給付の受戻しは認められていないのである。債務者によって何らかの給付 旧三四六条一文、 ドイツ民法三四六条一項)、それでも もちろ

履行のための期間設定とその期間の徒過によって、

契約

0

る要件のもとで認められるのである。

それ

は契約に従ったものではない

が

が

なされた場合に、

契約全体の清算やなされた給付の受戻しは、

さらな

部給付が債権者にとって何ら利益を有さないときにだけ、契約全体の清算が認められる(ドイツ民法旧三二六条一 たとえば、 債務者が給付の一部しか履行しない場合にも、 項が適用される。 しかしながら、 それによってただちに契約全体の清算が認められるわけではなく、 催告解除を規定するドイツ民法旧三二六条一項やドイツ

過のもとで 正前ドイツ民法典のもとでは、――ドイツ民法旧三二六条の類推適用によって、追完のための期間設定とその期間 ないときに(ドイツ民法三二三条五項二文)、契約全体の清算が認められる。さらに、 何ら利益を有さないか(ドイツ民法旧四四〇条一項、 イツ民法旧三二六条一項やドイツ民法三二三条一項が適用されうるが、その場合にもなされた給付が債権者にとっ 項三文、旧三二五条一項二文、ドイツ民法三二三条五項一文)。また、債務者が瑕疵あるものを給付した場合に ないときに、 現行法のもとでは、 債務者の義務違反によって契約目的が危殆化され、 義務違反が軽微でないときに(ドイツ民法三二三条五項二文)、 旧三二六条一項三文、旧三二五条一項二文)、義務違反が軽微で その結果、 債権者を契約に拘束することが 付随義務の違反にお 契約全体の ても、 の徒

認められるのである。

ては、 そのため、 約全体の清算やなされた給付の受戻しが、場合によっては、債務者、とりわけ売主に不当な負担をもたらすからである。 れた給付に対応する減額や損害賠償の請求によって満足することができないか否かに従って判断される。 られない これによれば、 債権者の履行請求権や追完請求権からの解放が認められるにすぎず、 のである。 債務者の給付が債権者にとって有する意味が問題とされなければならず、 給付の受戻しが債務者に不当な負担を課すことにならない この場合に契約全体の清算やなされた給付の受戻しを認めるか否かは、契約目的や物の利 部給付や契約に従った給付がなされない場合には、 期間設定とその期間の徒過や催告解除 か否か、 部給付やなされた給付 解除以外の他の救済手段によっ あるいは債権者の利益がなさ の受戻し 用目 は によ つ 的

以上のことから、

われ

われは、

履行や

・追完の

ための

期間

の設定とその期間

0

徒過ある

いは

催告解

除

の効

深果に

つ

ζJ

7

て債権者が満足することができないか否かが問題とされるのである。

帰結されるように、 ら不思議はない。 る離脱がそもそも普通法における無益性に基づく受領拒絶の不都合を克服するために認められたことからすれ しても、それでもなお、 これに対して、 催告解除は、 つまり、 できる限り評価 基本的にはこのような評価的な判断にはなじまない。 催告解除 もちろん、 を要するような判断を排除 の本質は、 期間 債権者に迅速に代替取引の可能性を与えるというその本来の目 1の長さの相当性など評価的 簡易か つ な判断を完全に排除することは ′明確な手続きのもとで債権者を契約 このことは、 ド イツ普通商法典 できない 的 ĸ か か お け 何 と

解放することにあるのである。

による給付の受戻しは認められるべきではないのである。 付の受戻しにはなじまない その限りでは、 催告解除は、 ので ある。 債務者に不当な負担を課さない そのため、 これまでもそうであったし、 ために、 包括的な利益衡量のもとで認めら 現在でもそうであるように、 ħ 催

(五) 小括

行のための期間設定とその期間 の徒過や催告解除の本質的 !な機能 は 債権者を債務者の給付や追完を待つこと

次のように言うことができる。

還請: 5 ij 解放すること、 求は、 ーズし、 債権者が履行請求権 それによってそれ以上契約関係を進展させないことにある。(※) 別な言い方をするならば、 から解放されたことによる副次的な効果にすぎない (® 契約関係を解除時点あるいは設定された期間 催告解除に よる債権者が の徒過時 点の状況 した反対給付 態に お の返 7

考慮し、 しなければならない給付の受戻しの問題を、 判断を要する要素を催告解除の要件に持ち込むことは、 段によって債権者が満足しうるか、 てきたものであり、 ているのである。 や付随義務の違反の事案においては、 た 解除以外の他の救済手段によって債権者が十分に保護されるのであれば、 そ 除が わが なされた給付では契約目的を達成することができない場合にだけ契約全体の清算やなされた給付の受戻しを認 れに対して、 国 債務者の給 法律において認められたとはい の判例・学説は、 履行のために設定された期間の徒過や催告解除によるなされた給付の受戻しは認められ さらに、 その結果、 付が債権者にとって有する意味や解除以外 催告解除は、 奇跡的に催告解除による給付の受戻しについて適切な理解に至ったのであり、 給付が債権者にとって如何なる意味を有するか、 という問題を考慮する枠組みを持ち合わせておらず、 期間設定とその期間の徒過では契約全体の清算やなされた給付の受戻し え、 そもそもまだなされていない履行請求権からの債権者の解放について それらの要素を考慮する枠組みを持たず、 わが国の法秩序のもとでは、 事柄の性質に適合的ではない。 の他の救済手段によって債権者が満足しうるかを考慮 それはあくまで例外にすぎない。 例外としての解除を認める必要はない。 という問題や解除以外の他の救済手 それゆえ、 また考慮すべきでない催告解 むしろ、 債務者の不利益を そのような ない。 れゆ 発展 を認 部給:

# 二催告解除の適用範囲

除によって解決することは妥当ではない

いのである。

それでは、 履行 履行のために設定された期間 のために設定され た期間 .の徒過や催告解除の主たる機能が債権者を債務者の給付を待つことから解 の徒過や催告解除による契約からの解放は、 如何なる場合に認 めら

8

ドイツ法における催告解除と契約の清算 (三)• 完 あ<sub>()</sub> る。 そが 断を 債務 付や一 何故 あ あ 11 になっても 行 B 61 放することにあるとするならば、 自 る は つ n 0 分が 債務者 ·不完全 まり、 ば の内容 この 要する要素を催告解 事案に民法五 何 行 お Ł 場合に それ 偶然にもこの 故 務 債 およそ催告解除 0) か 民法五 ため 権者 履行や追完のために設定された期間内に債務者が履 た給付を返してくれと言える。 は履行しない。 履 や契約目 履 かわらず 行の 行 は 0 債権 給付 に設定さ 0) 偶 四 解 な 四 事 者が !然だっ 的 案に 一条の文言がそうであるように、 放 67 が 条 は を達 結論に至ったのであり、 問題 第三者 n 認 除 お そこで、 0) 0 機能 た期間 そうであれば、 適用を認めたことによって、 ける解除 たのであり、 部給付や不完全履行の事案におい め の要件論に持ち込むことは、 成しうる となる場合、 6 れず、 から追完を受ける可能性が否定され が 債 履 理解され 0) 行の 徒過や催告解除 権者は、 か の要 債権者は 否 侔 それだけ か L ために設定され を問 論に かも、 7 まさにこれ 債権者は、 債 61 [題とし 債務 ない 務者に履 に質が 永遠に債務者 まだなされて 民法五四一条は、 0 による債権者の 0 同 な が もうその履行や追完 何故債権者が 内容に関 条の 催告解: 履 行や追 け それによってもたらされる不都合を解 悪 た期間 れば 61 行 ても、 適 の 用や この履 ため 完の なら する こともあろうに、 行や追完をしない 除の本質に反するのではなかっ V 0) 徒 ない給付に ・同条に 民法五 解 た な 議 過 なければ 行や追完を待たな に設定され 債務者の給付を待つことから解放され 本来、 放が めに 論や や催 41 0) 認めら 四 主たる債 は であろう 契約目的 告解 基づく解 必要な期 うい ならない 61 らない 条の適用を認めるの 除 た期 判例 n にも てだけ問題と は、 間 務の た本来の 間 か。 除につい 0 のであろう げ と言える。 を付与し 不達 さしあたり債務者の給付 か 0) 遅滞も 徒過 そもそもこ 通 n か 説は、 ば 成の わらず、 て債務 なら 目的では や催告解 た。 たか。 なる。 概念を持ち込ん 消 しくは遅延を予 それ か。 な するために、 ンである。 「III」 そ そ 0) 部 0 ζJ よう なか 除 債務者 内容や契 0) n に n 給付や不完全 まさしくこ で が 加 0) に が あろ 効果 えて な いるた つ 付 Ł 玉 それ 随義 困 た か が 定して 約 履 だので や追 せ な か 難 部給 務 で わ 行 な 61

ぜ

期

問題となるのである。 不達成を問題とする必要はないのである。 それらは、 契約全体の清算やなされた給付の受戻しが問題となる場合に

給付や追完の請求が問題となる場合に履行のために設定された期間

また、 ドイ ŧ 者の解放を認めうるとは考えていなかった。 戻しを期間 権者がした反対給付の返還請求を肯定したものの、 債権者の ツ普通商法三五四条、 られるとしても、 たにすぎない。 要件でなければ解放は認められないと考えたわけではない。 起草者たちもそう考えた。 ツ民法三二三条一 行のために設定された期間の徒過や催告解除による債権者の解放は、 売買においても、 賃貸借においては、 履行請求権からの解放や給付の受領拒絶を履行や追完のため イツ民法典の起草者たちも、 の設定とその期間 ドイツ普通商法典の起草者たちは、 だからと言って、 三五五条)、ドイツ民法典においては、 債権者の解放を履行のための期間設定とその期間の徒過で認めうると考えたにすぎず、 項)、 解約告知によって解除を制限しているように、 それでもなお、 つまり、ドイツ普通商法典の起草者たちやドイツ民法典の起草者たちは、 !の徒過で認めうるとは考えていなかった。 それが問題となるすべての場合においてそれが認められるわけではない たしかに設定され 催告解除が機能するのは、 加えて、 それでもなお、 離脱について契約からの解放以上の効果を考えていなかっ ド た期間 イツ普通商法典の起草者たちも、 双務契約とはされているが(ドイツ民法旧三二六条一項 つまり、 の徒過による履行請 それ以上の効果を、 の期間設定とその期間の徒過で認めうると考え 主として売買契約である。 さらに、 履行のために設定された期間 売買と異なる事案において同じ要件で債権 ドイツ普通商法典においては、 解放が問題となる場合であっても、 求権 すなわち、 からの解放 ド イツ民法典の起草者たち 実際、 なされ の結果とし の徒過や催告解 売買におい イツ 売買 た給付の受 それら たし、 (ド イ 債

除による債権者の解放は、

つの解放手段にすぎないのである。そうであるならば、

すでにわが国の判例

が

認

8

の徒過や催告解除による解放

Ú

る必要もな

履行

のために設定され

た期間

付や契約に従った給付がなされない場合に、

ているように、 ある事案の諸事情に適合的な解除準則を発展させることは、 判例 ・学説による法発展に委ねられ

ていると考えるべきである。

借契約における信頼関係破壊法理のように、契約の解除を認めることが妥当ではないと考えられるのであれば、 る に お . の V つである。 事案の ける解 除が否定されるべきではないのである。 は賃貸借契約における無催告解除のように、 れゆえ、 事 除20 情のも また、 ある状況に 債務者の履行拒絶の意思が とで解: 催告においてそもそも期間が定められなかった場合や付与された期間が不相当なものである場合 おい 除を認めるべきであると考えられるのであ て履行のため 明らか の期間設定とその期 もちろん、 契約の解除をさらなる要件のもとで認めることも否定されるべきでは 必ずしも民法五四一条の要件が満たされていない場合であっても な場合においてまだ催告期間を経過してい これらの解除準則を民法五四一条に基づく解除の例外と位 部給付や付随義務の違反における契約目 簡 0) 徒過の れば、 みによって債権者の履行請 同 条の 要件を満たしてい ない場合にお 的 ない 求権 の不達成 ける ことをも か 5 |||や賃貸 0) 解 あ な 放

# 三 解除と給付の受戻し

とに あり、 れまで述べてきたところによれ 部給付や契約に従った給付がなされ ば 催 告解 除 ない場合など、 の主たる機能 は 債 務者によって何ら 債権者を債務者 の給付を待つことから解放するこ かの給付がなされた場合に は

.の徒過や催告解除による契約全体の清算や給付の受戻しは認

如何なる要件のもとで契約全体の清算や給付の受戻しが認められ

められない。

それでは、

北研 46 (3·61) 617

のであろうか。

論 イツ民法旧三二六条一項三文、旧三二五条一項二文、ドイツ民法三二三条五項一文)、瑕疵が軽微でない場合(ドイツ たとえば、ドイツ民法典においては、すでに見たように、一部給付が債権者にとって何ら利益を有さない場合

義務違反によって契約への拘束が債権者に期待されない場合(ドイツ民法三二四条)に、契約全体の清算が認められ 民法旧四五九条一項二文)や債務者の義務違反が軽微でない場合(ドイツ民法三二三条五項二文)あるいは債務者の

主が満足することができるかどうかが問題とされ そのため、売主の給付が買主にとって有する意味が問題とされなければならず、解除以外の他の救済手段によって買 ている。これは、これらの場合における契約全体の清算が、債務者、とりわけ売主に不当な負担をもたらすからである。 ついては、 これらの要件の判断に当たって、 共通性を見出すことができ、そこでは包括的な利益衡量のもとで契約目的が達成されるか否かが重視され 一部給付における利益消滅と付随義務の違反における期待不可能性の判断基準に なければならないのである。

grenz)にすぎず、この場合にも契約全体の清算やなされた給付の受戻しが問題であるにもかかわらず、一部給付にお 不可能性と瑕疵の軽微性との判断の違いは、旧法のもとでは、瑕疵が軽微である場合には、買主は、解除(Wandelung) ける利益消滅や積極的債権侵害における期待不可能性ほど、高いハードルではなかった。 は 四五九条一項二文)、この瑕疵の軽微性の判断に際しては、買主の目的物の利用目的が重視され、また、瑕疵の軽微性四五九条一項二文)、この瑕疵の軽微性の判断に際しては、買主の目的物の利用目的が重視され、また、瑕疵の軽微性 のもとでは、瑕疵ある物が給付された場合には、 これに対して、瑕疵ある物が給付された場合における契約の清算については、 「裁判官はささいなことは考慮しない (de minimis non curat praetor)」という原則を具体化したもの (Bagatell-瑕疵が軽微でないときに契約の清算が認められたが 状況は異なる。 このような利益消滅や期待 改正前ドイツ民法典 (ドイツ民法

消滅 算が 反 B 0 Ź 権 軽微性 債 や期待不可能性と同じく、 利だけでなく、 解除と減額とが 務者にとって過度に負担をかけ、 (ドイツ民法三二三条五項二文) 減額 区別されている現行法のもとでは の権利をも失う(ドイツ民法旧四五九条一項二文)ということから正当化されてい 包括的な利益衡量のもとで判断される、 経済的にも不利益であるときは、 を旧法のもとにおける瑕疵の軽微性と同視する見解が たしかに、 なお瑕疵 との見解も有力に主張され 義務違反は軽微であるとされてい ある物の給付に おけ る債務 って あるも おり、 者の 0) 契約 た O) 216 る 利益 務 そ 0 で 清 n 違

あ る<sup>ஹ</sup>

には 満足することができるかどうかが問題とされるのである。 によって何らかの給付がなされた場合における契約全体の清算やなされた給付の受戻しの判断 0 につい することができない 軽 ح 債務者 微性の のよう ても、 0) 1の給付が: 判断に Ŕ 必ずしも 債 ら務者に, お 場合に、 債権者にとって有する意味が問題とされるのであり、 61 7 統一 は、 よって 的な理解があるわけではないが、 契約全体 ある特殊な事情があっ 何 5 か 0 0 給付がなされ 清算や給付の受戻しが認め たことに鑑みるならば、 た場合に そして、 それでもなお、 おける契約全体の清算や 解除以外の他の救済手段によっては、 れるのである。 解除以外 その表現 改正前ドイ 0 の違 他 なされ ツ民法典のも 0) 救済手段に 61 に た給 に当たっては、 Ł か 衍 か ょ わらず、 とにおけ の受戻し 買主が て債 基本的 る瑕 権者 債務者 0 満 基 足 が 疵

6

# (四) 催告解除と重大な不履行に基づく解除

きた者にとっては、 n までしば しば 指摘し 奇異に感じられるにも てきたように、 か わ かわらず、 n わ n 0 催 告解 わ が 国 除 に関 0 判例 j る結論 学説がこれまで催告解除について認めてきた は ح n まで解除 0) 議 論 慣 n 親し んで

機能と結論において一致する。

論 発症こそしなかったものの、いつ発症するともわからないウイルスを解除法の議論に潜伏させることとなったのであ われわれの結論と判例・学説の結論との一致は、 奇跡だったのであり、そのため、 判例

る。 そして、 いままさに債権法の改正において、このウイルスによって解除法は病魔に冒されようとしているのであ

えるという催告解除の目的は無に帰する。 たらない」とか、「契約の目的が達せられる」との主張を許すというのである。債権者に迅速に代替取引の可能性を与 ることにその本来的な意義がある。それにもかかわらず、債務者に「催告に応じないことが契約の重大な不履行にあ 期間設定とその期間の徒過によって債権者を債務者の給付を待つことから解放し、債権者に代替取引の可能性を与え とができる(改正案四八三条一項、二項)。催告解除の機能がおおよそ理解されていない。 え方は、その表現 告とそこにおいて設定された期間の徒過による解除を認めながら、一定の場合にそれによる解除を制限するという考 約の解除を認めないのである(改正提案同条項但書)。迅速性と解除手続きの明確性は台無しである。このように、 しかしながら、こともあろうに、改正提案は、「催告に応じないことが契約の重大な不履行にあたらないときは」、契 催告とそこにおいて設定された期間の徒過によって契約の解除を認めている(改正提案【三・一・一・七七】〈三〉〉)。 正提案【三・一・一・七七】〈一〉)、事業者間取引については、迅速性と解除手続きの明確性の要請から、原則として たとえば、すでに見たように、民法 (債権法) 改正検討委員会は、重大な不履行を一般的な解除原因としながら ――「契約の目的が達せられること」――こそ異なるものの、民法改正研究会の改正提案にも見るこ 催告解除は 履行のための

この制限の理由として、

民法

(債権法)

改正委員会の提案要旨は、

些末な付随義務の違反において契約全体の清算

北研 46 (3 • 64) 620

ながら、

これでは催告解除は台無しである。

否

そもそもここで問題とされているのは、

性の

要請

が後退することは否定できない。

それゆえ、

この場合に債権者の履行請求権

重大な不履行に

に基づく

解除

が問題なのである。

もちろん、

事業者間取引と比較して、

そ

れ以外の取引に

お

ζį ため

7

は

催告解除では

ない。

設定とその

期間

0

徒過では

なく、

重大な不履行に依存させるという考え方もない

履行 期間 迅速 では

のために必要な期間を与えられ、

それ

にも

か か

わらず、

債務

の履行をしない」債務者の給付を何

故債権者

は

付与

わけでは

な

か

しな

よる た期 除を認め 放 大な不履行や契約目的の n が うにすぎな あ ところに ない また、 簡 .债 0 問 間 契約全体の が 権者を契 めることの不都合を持ち 題と 付随 せ 0 付与され によれば る 民法 徒過では、 7 義務の追完から解放されるために何故重大な不履行や契約目的 ぜ (改正提案 灸約 W たに 債権: 清算を認めることに対する抵抗感が 債権法) 給付の受戻 から解放することに 催告解除 催 解除 Ł 告解 者が履行請 か 【三・一・一・七七】〈二〉)。ここでも不完全履行や付随義務 除 改正委員会の改正提案は、 不達成によって制 か を認めず、 によるなされた給付の受戻しは認められない L わらず、 や設定さ 出す。 の意味に 求権 から 催告に応じない 債務者が追完をしない あるとするならば、 n し た期 お かしながら、 け 解放された限りで、 る 間 限されなければならない 0) 徒過 清 期間設定とその ことが 算の問 事業者間取引以外の取引につい 催告解除にそもそもそのような機能がある 0 が親果は、 通常の遅滞の場合と比較して、 題とが 場合に、 「契約の 自己がした反対給付の返還を請求することが 債権者を債務者の給付を待 混 期間 問され 何故債 重大な不履 のであろうか。 のである。 0 てい 徒過によ 権者が第三 の不達成が要求され るので 行 そして、 る解除は て、 K 0 つ しあ。 る。 。 まり、 違反の事案に あ 者から追完を受ける可 債権者が債務者に 催告とそこに たる場合に 催告解除 K つことか 反対す 改 るの 正提案にお 0) か。 á の第 は か。 5 おける催告解除 ので 解放 これ U お め 追 一次的な機能 あ て契 完の よっ まで できると て設定さ 7 能 約 ため てなさ 述 性 が ベ 0 n 解 た か に 解 重 0

からの解放を履行の

取引に催告解除の適用を認めるか否かを検討することなのである。

設定とその期間 した期間 .の徒過後も待たなければならないのであろうか。 の徒過の効果は、 債権者の履行請求権からの解放である、 いずれにせよ、 ここで重要となるのは、 ということを前提に、 事業者間取引以外 履行のため の期間

とに、 催告解除について、重大な不履行や契約目的の達成によって、その適用を制限するという考え方もない 題がなかったわけではないが 国においては、 催告解除の本来的な機能はかろうじて意識されていた。これに対して、出来上がったものを継受したにすぎない 覆い隠すこととなった。もっとも、 は疑わしい。それは、一方で、ある紛争に対する解決を導くことを容易にしたが、他方で、催告解除の本来の機能を ドイツ民法典における解除概念の形成と催告解除の適用範囲や効果の一般化が成功であったということができるか それによってかえって、催告解除は、混乱の中へと導かれることとなったのである。もちろん、立法論として、 それは、 もはやこれまで認められていたところの催告解除ではないのであり、それとはまったく異なる新たな 催告解除の本来の機能は必ずしも理解されていなかった。もっとも、判例・学説は、 かろうじて解除や催告解除の機能を適切な方向に導いた。しかしながら、皮肉なこ 催告解除がそこにおいて発展してきたドイツにおいては、覆い隠されたところの ――もちろん、 わけではない。

解除原因であるということは意識されるべきであろう。

Grüneberg, §266, Rdnr. 10.)° 債権者は、 a.a.O., S. 112; Bamberger/Roth/Unberath, \$266, Rdnr. 18; Erman/Ebert, 12Aufl., (2008), \$266, Rdnr. 5; Palandt/ ドイツ民法二六六条に従って一部給付の受領を拒絶することができ、受領を拒絶しても受領遅滞にはならな

- イツ民法典第二六六条「債務者は、一部給付をする権利を有さない。
- 要件となる (Muthers, a.a.O., S. 120, ここでは 一部解除が問題となるが、一部解除については、旧法におけるのと同じく、債権者の反対給付が可分であることも解除の 123; Bamberger/Roth/Grothe, §323, Rdnr. 43; MünchKomm/Ernst, §323, Rdnr. 202;
- Staudinger/Otto, §323, Rdnr. B123.)。債権者の反対給付が不可分である場合には、契約全体の解除が問題となる。
- ドイツ民法三二三条五項一文における利益消滅の判断の詳細については、MünchKomm/Ernst, §323, Rdnr. 203; Erman/H. P Mont, a.a.O., S. 65f.; Muthers, a.a.O., S. 133f.; Anwk/Dauner-Lieb, §323, Rdm. 23; Bamberger/Roth/Grothe, §323, Rdmr.
- Westermann, §323, Rdnr. 26. を参照

150

- <u>151</u> なお、付随義務の違反については、後述する。
- 152 ドイツ民法典第四三三条第一項第二文「売主は、 Anwk/Dauner-Lieb, §323, Rdnr. 24; Haas, "Entwurf eines Schuldrechtsmodernisierungsgesetzes: Kauf- und Werkvertragsre 買主に瑕疵のない物又は権利を供与する義務を負う。
- Dauner-Lieb, §323, Rdnr. 24.を参照)。 Medicus, Das neue Schuldrecht, (München, 2002), S. 109. cht", BB2001, S. 1316; Huber/Faust, Schuldrechtsmodernisierung, Einführung in das neue Recht, (München, 2002), S. なお、これが立法者の見解であるとされている(それについて、
- 154 Anwk/Dauner-Lieb, §323, Rdnr. 24
- 155 MünchKomm/Ernst, §323, Rdnr. 243; Staudinger/Otto, §323, Rdnr. C30; Bamberger/Roth/Grothe, §323, Rdnr. 39; Erman/H. P tung und Teilleistung unter Berücksichtigung der erforderlichen Korrekturen des §281 BGB", AcP 204 (2004), S. Müller/Matthes, "Notwendigkeit einer richtlinienkonformen Bestimmung der Leistung in §323V BGB bei Teilschlechtleis
- 156 Westermann, §323, Rdnr. 27; Muthers, a.a.O., S. 71 それについて、三巨(引回))を参照
- 157 MünchKomm/Ernst, §323, Rdnr. 243
- 158 Bamberger/Roth/Grothe, §323, Rdnr. 39; Staudinger/Otto, §323, Rdnr. C30
- 159 Erman/H. P. Westermann, §323, Rdnr. 27
- て解除が認められ、 もちろん、 現行法によれば、 同条五項二文における義務違反が軽微であるということは、その制限にすぎない。 債務者が契約に従って給付をしない場合には、 追完のために設定された期間の徒過によって原則とし しかしながら、 義務違反が軽

給付がなされない場合における解除の要件となる。 微な場合には、契約を解除することができないのであるから、義務違反が軽微でないことも、消極的な意味において、 契約に従った

161 Mont, a.a.O., S.

論

- 162 ドイツ民法典第二四一条第一項「債権者は、 債務関係に基づいて、債務者に給付を請求することができる。給付は、 不作為の場合
- 163 Anwk/Dauner-Lieb, §323, Rdnr. 4; Mont, a.a.O., S. 64; Muthers, a.a.O., S. 57ff
- 164 Anwk/Dauner-Lieb, §323, Rdnr. 4
- 165ドイツ民法典第二四一条第二項「各当事者は、債務関係の内容に従って、相手方の権利、法益及び利益に配慮する義務を負う。
- 166 Roth, §241, Rdnr. 90ff.; MünchKomm/Ernst, §282, Rdnr. 1. Mont, a.a.O., S. 82; Muthers, a.a.O., S. 160; Anwk/Dauner-Lieb, §282, Rdnr. 3; Staudinger/Otto, §324, Rdnr. 37; MünchKomm,
- Mont, a.a.O., S. 82; Staudinger/Otto, §324, Rdnr. 28ff.
- MünchKomm/Roth, §241, Rdnr. 112; Erman/H. P. Westermann, §241, Rdnr. 13; Bamberger/Roth/Grüneberg/Sutschet, §241
- 169 Anwk/Dauner-Lieb, §324, Rdnr. 2; Mont, a.a.O., S. 37; Muthers, a.a.O., S. 161
- 170 MünchKomm/Ernst, §324, Rdnr. 8; Anwk/Dauner-Lieb, §324, Rdnr. 9; Muthers, a.a.O., S.
- 171 Mont, a.a.O., S. 37; Muthers, a.a.O., S. 162
- 172 それについて、三四を参照。
- 173 それについて、四口を参照。
- 174 なお、すでに述べたように、旧法におけるドイツ民法旧四五四条の制限は、 現行法では排除されてい
- ツ民法典において、給付不能に基づく解除が認められたのであるから、 除をこのように理解するならば、給付不能の事案においては、解除は問題とならないはずである。それにもかかわらず、改正前ドイ ;ったにもかかわらず ―― 後述するように、 |拒絶することができる。それゆえ、解除にとって、本来、債務者の遅れてなされる給付が問題だったのである。しかしながら、解 債権者が先給付義務を負う場合を別とすれば、債務者が給付をしない限り、 改正前ドイツ民法典は、 解除法のパラダイムの変化をもたらしたということができる。 ――ドイツ民法典の起草者たちはそれを明確に意識していな 債権者は、同時履行の抗弁権を有し、自己の反対給付

- (アア) calultant Protatralla ...... (アロ) それについて、二〇を参照
- (E) Schubert, Protokolle zum ADHGB, Bd. 9, S. 4595f.
- (昭) それについて、二曰および四を参照。
- 179 除制度に関する一考察 近時の研究において、 Schubert, Protokolle zum ADHGB, Bd. (五・完)——解除制度の基礎的研究(その一)——」『東京都立大学法学会雑誌』四三巻二号(二〇〇三年)二 催告解除が本来商取引に関するものであることが強調されている(杉本好央 . ;2 Š 625ff. および杉本・前掲論文注(37)一八四頁。 「ドイツ民法典における法定解

七二頁以下)。また、債権法改正の議論においても、民法 (債権法) 改正委員会は、事業者間取引とそれ以外の取引を区別し、基本的

一を参照)。

181 について、民法 ―二頁を参照)。 実際、民法 (債権法) (債権法) 改正委員会は、このような考慮から、 改正委員会編 『詳解・債権法改正の基本方針Ⅱ 事業者間取引とそれ以外の取引とで解除の要件を区別している 契約および債権 一 般 (1) (商事法務、二〇〇九年) 三一

には前者においてのみ催告解除を認めている(それについて、

- (脳) それについて、前注(図)を参照。
- (\vec{\pi}) Scherner, a.a.O., S. 224; Jakobs, Nichterfüllung, S. 56.
- (8) それについて、三〇を参照。
- 185 取引の迅速性の要請は、履行のための 「相当な期間」の相当性において考慮されることとなる。
- 設定とその期間の徒過で契約の清算を認めうると考えられたということができる。 期間の徒過によって付与されるのであるから、 与えられる解除権の行使に結び付けられる。 もちろん、正確に言えば、 契約の清算の効果は、 もっとも、 その限りにおいて、 期間の設定とその期間の徒過に直接結び付けられるわけではなく、それによって 契約の清算をもたらすところの解除権は、 清算を行うか否かは債権者の意思に委ねられるとしても、 結局のところ、 期間の設定とその 期間
- (≦) Leser, a.a.O., S. 171ff.
- (圏) それについて、Jakobs, Gesetzgebung, S. 58. を参照。

190

Mont, a.a.O., S. 281f.; 283.

- 189 行に基づく損害賠償請求であり、 法下において、 瑕疵ある種類物が給付された場合にもドイツ民法旧三二六条一項が適用されたが、そこで問題だったのは、 解除に基づく契約の清算ではなかった(それについて、 三(三(イ)a)iiを参照)。
- 不履

191

それについて、二日を参照

論

- いないわけではなく、むしろ、 このように、 期間の設定とその期間の徒過によって期間の徒過時点における状態を維持するという考え方は、 わが民法においてしばしば見られる(民法二○条一項、二項、一一四条、五四七条、九八七条、一○ わが民法に知られて
- なかった ―― 債権者が債務者の不履行の事案において何故給付の返還を請求することができるのかは、なお検討すべき問題であろう。 信用の供与にほかならない。それゆえ、 今日では、 催告解除によって債権者がした先給付の返還請求が認められることには争いがない。しかしながら、先給付は、一 理論的な側面において、 信用を供与したはずの――しかも、それについて何らの措置も講じ
- 194 利益は損害賠償や代償の引渡し等で塡補すれば十分であるとも言える」としている。 潮見佳男『債権総論〔第2版〕I ―― 債権関係・契約規範・履行障害 ――』(信山社、二〇〇三年)四二八頁は、「解除を欲する側の
- 例百選Ⅱ債権 一部給付について、大判大正一四年二月一九日民集四巻六四頁、渡辺達徳「付随的債務の不履行と解除」中田裕康ほか編 [第6版]』(有斐閣、二○○九年)九一頁を参照。付随義務の違反について、最判昭和三六年一一月一二日民集五○巻
- 一〇号二六七三頁、 以上に得られたわれわれの結論によれば、民法五四五条一項は、解除の効果として原状回復まで認めうる、ということを規定した 鎌田ほか編・前掲書注(3)〔第2版〕(二〇一〇年)七八―九頁(曽野執筆)を参照。

のとして理解すべきである。

- 197 四頁)、そのため、 頁を参照。また、不完全履行については、追完が可能な場合には、 一部給付について、前掲大判大正一四年二月一九日、最判昭和三〇年三月二二日民集九巻三号三二一頁、 民法五四一条の適用が認められる。 履行遅滞に準じて考えるとされており 渡辺・前掲論文注(55)九 (我妻・前掲書注(5)一
- 198 それについては、 (山下執筆)を参照 前注(照)に挙げた文献のほか、 債務の内容に関する議論については、 谷口=五十嵐編・ 前掲書注(2)八一八一九
- 199 ところによれば、 れることを意味している。このような理解は、民法五四一条の必ずしも成功していない表現に起因するものであるが、すでに述べた 契約目的の不達成は、 一条の射程は及んでいない。 民法五四 解除を制限する要件として機能しているが、このことは、原則として民法五四一条に基づいて解除が認めら 一条の一般的な表現にもかかわらず、給付の受戻しの意味における契約の清算については、
- 🕄) それについて、前注(14)を参照

215

それについて、三巨们の可を参照

- 201 Mugdan, a.a.O., S.
- 202 最判昭和二八年九月二五日民集七巻九号九七九頁など。
- 203 あくまでその制限にすぎないと考えることは適切ではない。 もっとも、 われわれが本稿において至った結論によれば、 原則として民五四一条に基づいて解除することができ、さらなる要件は
- 204 大判昭和二年二月二日民集六卷一三三頁、
- 最判昭和二九年一二月二一日民集八巻一二号二二一一頁
- 205 大判昭和九年一〇月三一日新聞三七七一号一一頁、 最判昭和三一年一二月六日民集一○巻一二号一五二七頁など。
- 207 206 最判昭和二七年四月二五日民集六巻四号四五一頁、最判昭和三八年九月二七日民集一七巻八号一〇六九頁など。 大判昭和三年一二月一二日民集七巻一〇八五頁、 同昭和七年七月七日民集一一巻一五一〇頁など。
- 209 208 MünchKomm/Emmerich, Vor §275, Rdnr. 283; Jakobs, Unmöglichkeit, S. 47ff 改正前ドイツ民法典のもとでの積極的債権侵害に基づく解除については、 三闫分のを参照。
- 210 それについて、三白のおよび分の並びに四白のおよび労前を参照
- 212 211 瑕疵の軽微性の判断については、 Mont, a.a.O., S. 281f., 283 三(三(イ(a)))を参照
- 213 243.)° Ernstは、ドイツ民法旧四五九条一項二文の制限は、 それについて、 三巨(f)a)i)を参照 実際には機能していなかったとしている(MünchKomm/Ernst, §323,
- 216 Anwk/Dauner-Lieb, §323, Rdnr. 24; Haas, a.a.O., S. 1316; Huber/Faust, a.a.O., S. 129; Medicus, Das neue Schuldrecht, S.
- 217 それについて、 四三分を参照。
- もっとも、 すでに述べたように、 判例・通説がこれまで民法五四一条に基づく解除を解除の一 般原則として理解してきたことには
- |正委員会編・前掲書注(图)|||九三頁を参照。 民法 題がある。 (債権法) 改正委員会の改正提案につい ・ては、 民法 (債権法) 改正委員会編·前掲書注 6 四四四 五頁および民法 (債権法
- それについて、 民法 (債権法) 改正委員会編・前掲書注(图)三一一頁を参照

220

222 221 民法(債権法)改正委員会編・前掲書注(6)一四五―六頁および民法 民法改正研究会の改正提案については、民法改正研究会編『民法改正 (債権法)改正委員会編・前掲書注(ឱ)三一一−二頁。 国民•法曹•学界有志案』(日本評論社、二〇〇九年) 一九

限することは適切ではない。

給付の受戻しが問題となる場合においてのみその適用を制限すべきであり、改正提案におけるように、催告解除の適用を一般的に制

事業者間取引について催告解除を一般的な解除原因とすることが適切かどうかは、なお検討を要するが、かりにそうするとしても、

224 民法(債権法)改正委員会編・前掲書注(6)一四五―六頁および民法 (債権法) 改正委員会編·前掲書注(图)三〇六頁以下。 完

※本稿は、平成二一年度~平成二四年度科学研究費補助金 大学地域研究会「グローバリズムと地域経済」の成果の一部である。 (若手研究 (B)、 課題番号21730068) (研究代表・遠山純弘) および小樽商科

北研 46 (3·72) 628